主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣旨は別紙「特別抗告の申立」と題する書面記載のとおりである。

所論は、原決定に対し単なる法令違反、事実誤認を主張するものであつて、刑訴 法四三三条、四〇五条の抗告理由に当らない(なお、所論各資料につき、いずれも 同法四三五条六号にいう証拠を「あらたに発見した」ものとすることは相当でなく、 また「明らかな証拠」に当るとすることもできないとした原審の判断は正当である)。 よつて、同四三四条、四二六条に従い裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定

## 昭和四〇年五月二〇日

する。

## 最高裁判所第二小法廷

_		健	野	奥	裁判長裁判官
助	之	作	田	Щ	裁判官
介	之	浅	鹿	草	裁判官
彦		芳	戸	城	裁判官
外		和	田	石	裁判官